明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医療法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働六六）　一

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一二〇～一二六）　四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一二七）　一〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一二八～一三〇）　一三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同一三一～一三四、一三六）　一五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一三五）　一六
○平成十九年厚生労働省告示第百八号の一部を改正する件（厚生労働二一九）　一七

〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　一七
平成三十年度税務職員採用試験公告（同）　一九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五一

省　令

○厚生労働省令第六十六号

医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行に伴い、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信